

# 町花・町木等のイラストをお使いください

平成28年6月に制定された町花・町木等を、町民の皆さんに身近に感じてもらうとともに、町のPR及び地域の活性化に活用するため、町花・町木等のイラスト7種類を制作しました。

このイラストは、町内在住の水彩画家である斉木弘一さんに制作を依頼したもので、かわいらしいイラストになっています。

なお、このイラストは、無料で使用することができますので、町民や事業所の皆様に広く活用していただき、末永く親しまれるイラストになることを期待します。

## イラストの使用にあたって

※イラストの使用料は、無料です。

イラストを使用するときは、事前に申請し、許可を受けることが必要となりますが、申請を省略できる場合もあります。

なお、イラストの使用にあたっての詳細は「遠軽町の花、木、石、魚及び蝶イラスト取扱要領」を参照してください。

※ 町ホームページに掲載しています。

## 申請の方法

町花・町木等イラスト使用許可申請書に、イラストを使用する作成物の見本（イラストが掲載されているもの）を添えて、総務部総務課に提出してください。

## 申請の省略

イラストをそのまま使用するときであって、次に該当するときは、申請せずにイラストを使用することができます。

- ・国または他の地方公共団体等（町が加入している団体を含む。）の機関が使用するとき。
- ・町が主催または共催しているイベント等で使用するとき。
- ・報道機関が報道のために使用するとき。
- ・名刺に使用するとき。
- ・個人が使用（営業に係るものは除く。）するとき。
- ・その他町長が認めたとき。

※ イラストには、「遠軽町の花 コスモス」などの文字がそれぞれ入っています。

## 遵守事項

イラストを使用するときは、次の事項を遵守しなければなりません。

- ・イラストの部分的な切り抜きや字句、デザイン、色、縦横比の変更は行わないこと。
- ※ 町長が特に認めるときは、字句の修正又は削除並びに配置の変更をすることができます。
- ・第三者にこれを譲渡し、または転貸しないこと。
- ・商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- ・町からの指示や諸条件の提示があったときには、それらを遵守すること。
- ・使用目的以外には一切使用しないこと。
- ・前記の「使用の不許可」の各項目に該当しないこと。

## 問合せ・申請先

遠軽町役場総務部総務課（遠軽町1条通北3丁目1番地1 本庁舎2階）  
（電話）0158-42-4811（E-mail）soumu@engaru.jp  
（URL）<http://engaru.jp>



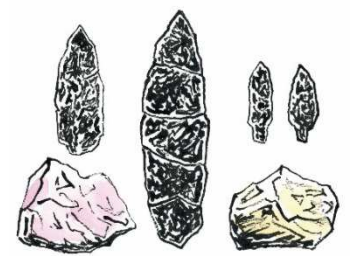
遠軽町の花 コスモス



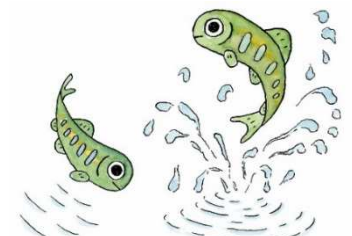
遠軽町の木 藤



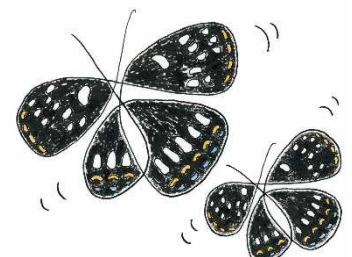
遠軽町の木 エゾヤマザクラ



遠軽町の花 黒曜石



遠軽町の花 ヤマハ



遠軽町の花 オオイチモンジ

## 町花・町木等のイラスト使用に関するQ & A

### ■このイラストは、誰でも使用できますか

町民、町内の事業所などを問わず、使用の許可を受ければ、誰でもイラストを使用することができます。

なお、個人が使用（営業に係るものは除きます。）するときなど、申請を省略できる場合もあります。



遠軽町の花・木・石・魚・蝶

### ■イラストの使用に料金が掛かりますか。

イラストの使用料は、無料です。

### ■個人の趣味でイラストを使用するため、申請は省略となりますが、イラストはどこで入手できますか。

町のホームページにイラストのデータを掲載していますので、各自、ダウンロードして使用してください。

### ■団体の会報誌にイラストを載せたいので、使用許可申請書を提出しようと思いますが、使用許可申請書はどこで入手できますか。

町のホームページに使用許可申請書を掲載していますので、ダウンロードして使用してください。※WORDとPDFの2種類を用意しています。

### ■使用許可申請書を提出する際、イラストの入った作成物の見本を添付しなければなりません。イラストは町のホームページからダウンロードしても構いませんか。

町のホームページにイラストのデータを掲載していますので、各自、ダウンロードして作成物の見本を作成し、使用許可申請書に添付してください。

なお、作成物の見本については、実際のものではなく、図面や写真などでも構いません。

### ■営業でイラストを使った販売物を作成したいと考えていますが、この場合もイラストを使用することはできますか。

このイラストは、町のPRや地域の活性化を図ることを目的の一つとしており、個人又は事業所などが、イラストを使って販売物を作成することは可能です。

ただし、事前に申請し許可を受けることが必要です。

### ■会社の名刺にイラストを使用したいと考えていますが、使用の許可を受ける必要はありますか。

会社の印刷物に使用するときは、使用の許可を受ける必要がありますが、名刺に限り使用の許可を受けずに使用をすることができます。

### ■イラストの使用許可を受けましたが、許可の内容を変更することはできますか。

変更することは可能です。ただし、変更申請を行い、許可を受ける必要があります。